答 弁 第 二 一 号

内閣衆質二〇六第二一号

令和三年十一月十九日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆 議院議長 細 田 博 之殿

衆議院議員長妻昭君提出コロナ感染対策としての地下鉄車内の換気に関する質問に対し、 別紙答弁書を送

付する。

衆 議院議員長妻昭君提出コロナ感染対策としての地下鉄車内の換気に関する質問に対する答弁書

空気感染の定義については様 々な議論があるものと承知しているが、 空気感染に関する 「内閣 の見解 12

ついては、

令和二年十一月二十七日の衆議院厚生労働委員会において、

正林厚生労働省健康局長

(当時)

が

中を病原体が浮遊し、 ます」と答弁したとおりである。 「飛沫 の水分が蒸発した非常に細かい粒子、 十分な距離が離れ 新型コ ロナウイルスが空気感染するか否かについては、 ていても感染が成立する、 飛沫核に病原体が付着することによって、 そういうことを指していると理解してい 長時間にわたり空気 現在、 これを証 明

する十分な科学的知見が得られていないため、

お答えすることは困難である。

感染」 医療処置中 中に浮遊して感染力を維持する飛沫核 令和二年七月九 また、 (仮訳) 空気感染と「Airborne **(エ** アロ と定義され、 日に同機関のホ ゾ ル を発生させる処置 新型コロナウイルスの ームページで公表した報告においては、 transmission (エアロゾル) には起こることがある」 の意味が必ずしも一致するとは限らな Airborne が 長距離 transmission • 長時間にわたって拡散することで起こる (仮訳) 「Airborne とされてい は 「エアロ transmission いが、 る。 ゾルを発生させる 世界保健機関が ただし、 は 「空気 当該

報告において「COVID

- 十九の感染に関するWHOの最新の科学的概要は、

以下のWHOガイダンス文

書に記載されている」(仮訳)とされており、同ガイダンス文書においては、 「エアロゾルを発生させる処置を行う特定の状況において起こることがある」 新型コロナウイルスの感染は (仮訳) と記載され、 新型コ

口 ナウイルス感染症の感染経路に関して「Airborne transmission」という表現は用いられていない。

んだ状態の粒子によって引き起こされる感染をいい、 政府としては、 エアロゾル感染とは、 エアロゾルと呼ばれるウイルスを含む飛沫より更に小さな水分を含 水分が蒸発していないという点で空気感染とは異なる

国立研究開発法人産業技術総合研究所は、 国土交通省から相談があったことを受け、 東京地下鉄株式会社 と考えている。

炭素濃度の測定を行っていると承知している。 以下 「会社」という。)と協力し、 旅客を乗せている状況を模擬 同研究所によれば、 当該測定は令和三年十月二十一 した地下鉄の鉄道車 両内における二酸化 日及び二

十二日に実施されており、 今後、 当該測定の分析結果を公表する予定であるが、 その具体的 な時 期 は現時点

では未定である。

のと承知している。 会社が所有する鉄道車両内の空調設備については、 また、 会社が所有する鉄道車両については、 一部を除き、 駅停車時の扉の開閉時 外気を取り入れる構造になって のほ か、 車体 1 -の構造 な t